

| | |
|---|--------------------------------|
| 堺市公報 第405号 | 令和8年3月13日発行 |
|  | 発行 |
| | 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号 |

目 次

| | 頁 |
|---|----|
| <規則> | |
| ○堺市衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則 【健康福祉局健康部衛生研究所】 | 2 |
| <告示> | |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 | 3 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 | 7 |
| ○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 | 9 |
| ○南部大阪都市計画地区計画の決定について 【建築都市局都市計画部都市計画課】 | 9 |
| ○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】 | 10 |
| <公告> | |
| ○堺市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出について 【環境局環境保全部環境共生課】 | 14 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局産業戦略部地域産業課】 | 15 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出等について 【産業振興局産業戦略部地域産業課】 | 16 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について 【産業振興局産業戦略部地域産業課】 | 17 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について 【産業振興局産業戦略部地域産業課】 | 19 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について 【産業振興局産業戦略部地域産業課】 | 21 |

| | |
|---|----|
| ○地域農業経営基盤強化促進計画の変更について | |
| 【産業振興局農政部農水産課】 | 22 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 23 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 24 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 24 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 25 |
| ○南部大阪都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る公告及び図書の写しの縦覧について | |
| 【建設局道路部道路計画課】 | 25 |
| <上下水道局告示> | |
| ○公共下水道の供用開始及び下水の処理開始について | |
| 【上下水道局下水道管路部下水道管理課】 | 27 |
| <教育委員会公告> | |
| ○堺市教育文化センターのプラネタリウムに係る臨時休館日について | |
| 【教育委員会事務局教育センター企画相談課】 | 28 |
| <監査委員公表> | |
| ○監査結果に基づく措置通知書の公表 | |
| 【監査委員事務局監査課】 | 29 |
| <農業委員会告示> | |
| ○農業委員会総会の招集について | |
| 【農業委員会事務局】 | 32 |

規 則

堺市衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月13日

堺市長 永藤英機

堺市規則第7号

堺市衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則

堺市衛生研究所条例施行規則（昭和40年規則第2号）の一部を次のように改正する。
別表の2の項第3号イの表中「及び16の項から20の項まで」を「、16の項から19の項まで及び21の項」に、「22の項、24の項及び28の項」を「23の項、25の項及び29の項」に、「23の項、25の項及び27の項、29の項及び30の項」を「24の項、26の項、28の項、30の項及び31の項」に、「42の項及び43の項」を「43の項及び44の項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

堺市告示第66号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

| | |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776402329 |
| 事業所名称 | 障害者居宅介護支援センター堺あけぼの |
| 事業所所在地 | 堺市南区御池台五丁2番6号 |
| 指定の申請者 | 社会福祉法人堺あけぼの福祉会 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市南区御池台五丁2番6号 |

| | |
|---------|----------|
| 代表者名 | 但馬秀樹 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|-------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303881 |
| 事業所名称 | スタートケア |
| 事業所所在地 | 堺市西区浜寺諏訪森町西二丁99-3 ハイッスワ |
| 指定の申請者 | 合同会社リ. スタート |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市南区赤坂台五丁18番7-1号 |
| 代表者名 | 松浦沙羅 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776503837 |
| 事業所名称 | V i s i o n 訪問介護センター |
| 事業所所在地 | 堺市北区南花田町43-10 |
| 指定の申請者 | 合同会社アルケア大阪 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区日置荘田中町262番地2 |
| 代表者名 | 石賀一端 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|-----------|-------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303873 |
| 事業所名称 | ウールズ鳳ヘルパーステーション |
| 事業所所在地 | 堺市西区鳳西町2-15-10 ハイムーン105 |
| 指定の申請者 | ウールズプラス株式会社 |

| | |
|------------|--------------------------|
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市北区西天満2-10-2 幸田ビル5階 |
| 代表者名 | 伊藤純平 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|----------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776503845 |
| 事業所名称 | ミント訪問介護ステーション |
| 事業所所在地 | 堺市北区金岡町2270-4 AKマンション103号室 |
| 指定の申請者 | 株式会社レリックス |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市北区紅梅町1番18号 |
| 代表者名 | 長山充世 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776600757 |
| 事業所名称 | まごの手訪問介護事業所 |
| 事業所所在地 | 堺市美原区今井448-1 |
| 指定の申請者 | 株式会社SKYSEA博愛会 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市美原区今井453番地1 |
| 代表者名 | 戸田勝 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|-----------|--------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766390708 |
| 事業所名称 | 訪問看護ステーション こうせん |
| 事業所所在地 | 堺市西区菱木一丁2336-19-2階 |

| | |
|------------|-----------------------|
| 指定の申請者 | 株式会社エーシン |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区菱木一丁2336-19-2階 |
| 代表者名 | 永山栄治 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 訪問看護 |

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766390690 |
| 事業所名称 | 訪問看護ステーション縁 |
| 事業所所在地 | 堺市西区浜寺石津町東2丁2番17号 コートロジパートII106号 |
| 指定の申請者 | 株式会社ネクティス |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市住之江区浜口東二丁目9番11号 ロイヤルハイツまつい4、1F |
| 代表者名 | 中西紀行 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 訪問看護 |

| | |
|------------|----------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766590703 |
| 事業所名称 | バジル訪問看護ステーション |
| 事業所所在地 | 堺市北区金岡町2270-4 AKマンション103号室 |
| 指定の申請者 | 株式会社レリックス |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市北区紅梅町1番18号 |
| 代表者名 | 長山充世 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 訪問看護 |

| | |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766090829 |
|-----------|------------|

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 事業所名称 | ルミナ訪問看護 |
| 事業所所在地 | 堺市堺区大町東三丁2番6号 202号室 |
| 指定の申請者 | コアプラン株式会社 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西区北堀江二丁目2番6号 ラフィナート北堀江301号室 |
| 代表者名 | 石川誠 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 訪問看護 |

堺市告示第67号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和8年3月13日

堺市長 永藤英機

| | |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766390708 |
| 事業所名称 | 訪問看護ステーション こうせん |
| 事業所所在地 | 堺市西区菱木一丁2336-19-2階 |
| 指定の申請者 | 株式会社エーシン |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区菱木一丁2336-19-2階 |
| 代表者名 | 永山栄治 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護 |

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766390690 |
| 事業所名称 | 訪問看護ステーション縁 |
| 事業所所在地 | 堺市西区浜寺石津町東2丁2番17号 コートロジックパートII106号 |
| 指定の申請者 | 株式会社ネクティス |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市住之江区浜口東二丁目9番11号 ロイヤルハイツまつい4、1F |
| 代表者名 | 中西紀行 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護 |

| | |
|------------|----------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766590703 |
| 事業所名称 | バジル訪問看護ステーション |
| 事業所所在地 | 堺市北区金岡町2270-4 AKマンション103号室 |
| 指定の申請者 | 株式会社レリックス |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市北区紅梅町1番18号 |
| 代表者名 | 長山充世 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護 |

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766090829 |
| 事業所名称 | ルミナ訪問看護 |
| 事業所所在地 | 堺市堺区大町東三丁2番6号 202号室 |
| 指定の申請者 | コアプラン株式会社 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西区北堀江二丁目2番6号 ラフィナート北堀江301号室 |
| 代表者名 | 石川誠 |

| | |
|---------|----------|
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護 |

堺市告示第68号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

| | |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2796600167 |
| 事業所名称 | デイサービス そらとうみ |
| 事業所所在地 | 堺市美原区今井453-1 |
| 指定の申請者 | 株式会社SKYSEA博愛会 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市美原区今井453番地1 |
| 代表者名 | 戸田勝 |
| 指定年月日 | 令和8年2月1日 |
| サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |

堺市告示第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画に係る図書については、公衆の縦覧に供する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画の種類
地区計画

- 2 都市計画の決定に係る土地の区域
堺市北区新金岡町2丁地内

- 3 縦覧場所
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市建築都市局都市計画部都市計画課

~~~~~

堺市告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
  
- 2 路線名 別紙調書のとおり
  
- 3 供用開始の区間 別紙調書のとおり
  
- 4 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名          | から<br>区間<br>まで    | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                       |
|--------------|-------------------|--------|--------------|-------|--------------------------|
|              |                   |        | 幅員m          | 延長m   |                          |
| 榎元町1号線       | 堺区榎元町1丁39番1地先     | 旧      | 2.84<br>2.95 | 13.17 | (ε043)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 堺区榎元町1丁39番2地先     | 新      | 3.42<br>3.48 |       |                          |
| 中安井脈1号線      | 堺区賑町2丁14番1地先      | 旧      | 3.84<br>3.86 | 23.95 | (け021)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 堺区賑町2丁14番1地先      | 新      | 5.27<br>5.28 |       |                          |
| 南旅籠町西3号線     | 堺区南旅籠町西3丁72番3地先   | 旧      | 3.82         | 5.79  | (ぎ003)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 堺区南旅籠町西3丁72番3地先   | 新      | 3.91         |       |                          |
| 土師14号線       | 中区土師町2丁1062番4地先   | 旧      | 2.49<br>2.68 | 9.60  | (ハ037)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 中区土師町2丁1062番1地先   | 新      | 3.60<br>3.69 |       |                          |
| 土師16号線       | 中区土師町2丁1062番1地先   | 旧      | 2.65<br>2.71 | 16.27 | (ハ039)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 中区土師町2丁1062番1地先   | 新      | 3.68<br>3.71 |       |                          |
| 東山8号線        | 中区東山392番15地先      | 旧      | 3.32<br>3.35 | 16.39 | (ト050)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 中区東山392番20地先      | 新      | 3.66<br>3.68 |       |                          |
| 深井沢東山1号線     | 中区東山108番3地先       | 旧      | 2.81<br>3.08 | 20.48 | (7009)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 中区東山108番3地先       | 新      | 3.40<br>3.54 |       |                          |
| 福田3号線        | 中区福田1138番3地先      | 旧      | 3.17<br>3.52 | 21.38 | (7019)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 中区福田1138番14地先     | 新      | 3.59<br>3.76 |       |                          |
| 北野田22号線      | 東区北野田553番3地先      | 旧      | 3.42<br>3.46 | 10.02 | (キ190)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 東区北野田551番22地先     | 新      | 4.06<br>4.08 |       |                          |
| 日置荘西日置荘田中1号線 | 東区日置荘西町7丁698番2地先  | 旧      | 2.99<br>4.33 | 21.80 | (ト187)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 東区日置荘西町7丁698番3地先  | 新      | 3.50<br>4.48 |       |                          |
| 浜寺石津中13号線    | 西区浜寺石津町中3丁364番1地先 | 旧      | 0.90         | 8.78  | (ハ070)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 西区浜寺石津町中3丁364番1地先 | 新      | 2.45         |       |                          |

道路区域変更調書

| 路線名        | から<br>区間<br>まで     | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                       |
|------------|--------------------|--------|--------------|-------|--------------------------|
|            |                    |        | 幅員m          | 延長m   |                          |
| 浜寺石津西23号線  | 西区浜寺石津町西2丁370番3地先  | 旧      | 3.60<br>3.62 | 28.66 | (ハ102)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 西区浜寺石津町西2丁370番3地先  | 新      | 3.80<br>3.81 |       |                          |
| 浜寺昭和浜寺元3号線 | 西区浜寺元町3丁213番2地先    | 旧      | 5.41         | 2.00  | (ハ157)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 西区浜寺元町3丁213番2地先    | 新      | 5.41         |       |                          |
| 浜寺昭和浜寺元4号線 | 西区浜寺元町3丁299番3地先    | 旧      | 2.36<br>2.60 | 17.29 | (ハ158)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 西区浜寺元町3丁299番6地先    | 新      | 3.18<br>3.30 |       |                          |
| 浜寺諏訪森東10号線 | 西区浜寺諏訪森町東1丁65番92地先 | 旧      | 3.48<br>4.09 | 19.30 | (ハ426)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 西区浜寺諏訪森町東1丁65番98地先 | 新      | 3.74<br>4.35 |       |                          |
| 大庭寺1号線     | 南区大庭寺230番5地先       | 旧      | 2.50<br>2.66 | 13.02 | (ワ272)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 南区大庭寺230番5地先       | 新      | 3.25<br>3.33 |       |                          |
| 船堂5号線      | 北区船堂町1丁85番1地先      | 旧      | 2.59<br>3.33 | 6.74  | (セ005)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 北区船堂町1丁85番1地先      | 新      | 3.29<br>4.01 |       |                          |
| 中村16号線     | 北区中村町286番1地先       | 旧      | 2.76<br>4.70 | 4.69  | (ナ144)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 北区中村町286番1地先       | 新      | 3.37<br>5.35 |       |                          |
| 中村26号線     | 北区八下北10番1地先        | 旧      | 5.88<br>6.08 | 38.46 | (ナ154)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 北区八下北3番1地先         | 新      | 5.96<br>6.08 |       |                          |
| 中村26号線     | 北区八下北10番1地先        | 旧      | 3.00<br>3.00 | 17.07 | (ナ154)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 北区八下北10番1地先        | 新      | 3.54<br>3.54 |       |                          |
| 野遠4号線      | 北区野遠町622番6地先       | 旧      | 4.38<br>4.40 | 14.64 | (ノ036)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 北区野遠町622番6地先       | 新      | 4.70<br>4.70 |       |                          |
| 野遠6号線      | 北区野遠町622番6地先       | 旧      | 2.83<br>3.09 | 23.49 | (ノ038)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|            | 北区野遠町622番4地先       | 新      | 4.00<br>4.00 |       |                          |

道路区域変更調書

| 路線名       | から<br>区間<br>まで   | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                                  |
|-----------|------------------|--------|--------------|-------|-------------------------------------|
|           |                  |        | 幅員m          | 延長m   |                                     |
| 百舌島梅18号線  | 北区百舌島梅町1丁28番3地先  | 旧      | 6.00         | 2.48  | (ε081)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区百舌島梅町1丁28番3地先  | 新      | 6.00         | 2.48  |                                     |
| 阿弥19号線    | 美原区阿弥61番7地先      | 旧      | 3.78<br>3.82 | 29.38 | (7302)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 美原区阿弥61番13地先     | 新      | 4.90<br>5.31 | 29.38 |                                     |
| 出島海岸通4号線  | 堺区出島海岸通1丁107番1地先 | 旧      | 6.32         | 25.08 | (7019)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 堺区出島海岸通1丁107番1地先 | 新      | 6.51         | 25.08 |                                     |
| 出島海岸通13号線 | 堺区出島海岸通1丁107番1地先 | 旧      | 3.97<br>4.34 | 20.29 | (7028)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 堺区出島海岸通1丁107番1地先 | 新      | 4.35<br>4.70 | 20.29 |                                     |
| 出島海岸通15号線 | 堺区出島海岸通1丁107番1地先 | 旧      | 4.00<br>4.35 | 43.62 | (7030)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 堺区出島海岸通1丁107番1地先 | 新      | 4.35<br>4.70 | 43.62 |                                     |
| 土塔10号線    | 中区土塔町2213番6地先    | 旧      | 4.73         | 10.34 | (1029)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 中区土塔町2213番1地先    | 新      | 5.72         | 10.34 |                                     |
| 土塔56号線    | 中区土塔町2175番6地先    | 旧      | 3.08<br>4.67 | 7.01  | (1162)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 中区土塔町2175番6地先    | 新      | 4.89<br>6.48 | 7.01  |                                     |
| 土塔66号線    | 中区土塔町2213番6地先    | 旧      | 2.41<br>3.10 | 36.27 | (1177)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 中区土塔町2175番6地先    | 新      | 4.56<br>4.90 | 36.27 |                                     |
| 八田南3号線    | 中区八田北町329番8地先    | 旧      | 3.31<br>3.68 | 19.57 | (ハ397)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 中区八田北町329番9地先    | 新      | 5.01<br>5.19 | 19.57 |                                     |
| 八田南6号線    | 中区八田北町329番3地先    | 旧      | 5.55<br>5.77 | 36.58 | (ハ637)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 中区八田北町329番14地先   | 新      | 6.13<br>6.24 | 36.58 |                                     |

## 公 告

堺市公告第164号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号。以下「条例」という。）第41条第3項の規定に基づき、事後調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
会長 十倉 雅和  
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域
  - (1) 名称  
2025年日本国際博覧会 堺万博P&R駐車場
  - (2) 種類  
条例別表第20号に掲げる道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の  
設の事業
  - (3) 規模  
駐車台数 2,000台
  - (4) 対象事業実施区域  
堺市堺区築港八幡町地内及び匠町地内
- 3 条例第24条に規定する関係地域  
堺市堺区
- 4 事後調査報告書の写しの縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所  
堺市環境局環境保全部環境共生課

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

(2) 期間

令和8年3月13日（金）から同年9月14日（月）まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第165号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW堺店

堺市堺区大仙西町6丁184番地1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社エスコン

代表取締役 伊藤 貴俊

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

(変更前) 名 称 株式会社日本エスコン
代表者 代表取締役 伊藤 貴俊
所在地 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
(変更後) 名 称 株式会社エスコン
代表者 代表取締役 伊藤 貴俊
所在地 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

4 変更年月日

令和7年7月1日

5 届出年月日

令和8年2月24日

堺市公告第166号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW堺店
堺市堺区大仙西町6丁184番地1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社エスコン
代表取締役 伊藤 貴俊
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

6,962平方メートル

- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日
令和7年6月15日

~~~~~

堺市公告第167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）テックランド堺南島店  
堺市堺区南島町1丁44番12及び44番46
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヤマダデンキ  
代表取締役 佐野 財丈  
群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 小売業を行う者の氏名又は名称            | 住所           |
|---------------------------|--------------|
| 株式会社ヤマダデンキ<br>代表取締役 佐野 財丈 | 群馬県高崎市栄町1番1号 |

4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年12月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
6,629平方メートル

6 駐車場の収容台数  
535台

7 駐輪場の収容台数  
639台

8 荷さばき施設の面積  
40平方メートル

9 廃棄物等の保管施設の容量  
40.80立方メートル

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者    | 開店時刻  | 閉店時刻   |
|------------|-------|--------|
| 株式会社ヤマダデンキ | 9時30分 | 21時30分 |

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
9時00分から22時00分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
6時00分から21時00分まで

14 届出年月日

令和8年2月27日



堺市公告第168号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ大仙店

堺市堺区大仙西町六丁183 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション

代表取締役 岩崎 高治

大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 小売業を行う者の氏名又は名称                 | 住所                |
|--------------------------------|-------------------|
| 株式会社ライフコーポレーション<br>代表取締役 岩崎 高治 | 大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年11月3日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,523平方メートル

- 6 駐車場の収容台数

61台

- 7 駐輪場の収容台数

157台

- 8 荷さばき施設の面積

24平方メートル

- 9 廃棄物等の保管施設の容量

12.00立方メートル

- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者         | 開店時刻  | 閉店時刻   |
|-----------------|-------|--------|
| 株式会社ライフコーポレーション | 8時00分 | 23時00分 |

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

7時30分から23時30分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2か所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分から21時00分まで

- 14 届出年月日

令和8年3月2日

堺市公告第169号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ケーズデンキ堺大仙店  
堺市堺区大仙西町六丁184-1 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ  
代表取締役 細川 裕一郎  
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 小売業を行う者の氏名又は名称               | 住所              |
|------------------------------|-----------------|
| 株式会社関西ケーズデンキ<br>代表取締役 細川 裕一郎 | 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年11月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,111平方メートル

6 駐車場の収容台数  
208台

7 駐輪場の収容台数  
392台

8 荷さばき施設の面積  
72平方メートル

9 廃棄物等の保管施設の容量  
23.20立方メートル

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者      | 開店時刻  | 閉店時刻   |
|--------------|-------|--------|
| 株式会社関西ケースデンキ | 9時00分 | 22時00分 |

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
8時30分から22時30分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口3か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
6時00分から21時00分まで

14 届出年月日  
令和8年3月2日

~~~~~

堺市公告第170号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するために令和8年堺市公告第104号において公告した地域計画の変更の案について、意見書の提出がなかったため、地域計画を変更し、同条第8項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 変更した地域計画の名称

中区（陶器北地区圃場整備を除く）

南区（鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備及び別所地区を除く）

美原区

長峰地区圃場整備

菅生地区

2 変更した地域計画

別紙のとおり

（「別紙」は、省略し、その内容を堺市ホームページ「地域計画について」

（<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nosui/oshirase/tiikikeikaku.html>）に掲載する。）

3 地域計画の変更の日

令和8年3月13日

堺市公告第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市北区金岡町2105番1の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市北区金岡町1069番地
横田 愛子

~~~~~

堺市公告第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市西区鳳中町一丁10番59及び10番62から10番80まで
  
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号  
フジ住宅株式会社  
代表取締役 宮脇 宣綱

~~~~~

堺市公告第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区野尻町237番17、237番30から237番40まで、241番10、241番103及び241番104
並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山市黒田一丁目2番17号
アズマハウス株式会社
代表取締役 東 行男

~~~~~

堺市公告第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区鳳西町二丁23番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区東新橋一丁目5番2号  
リコーリース株式会社  
代表取締役 中村 徳晴

~~~~~

堺市公告第175号

南部大阪都市計画道路事業の事業計画の変更について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、大阪府知事による認可告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた同事業の事業計画の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画事業の種類及び名称
南部大阪都市計画道路事業
3・2・201-9号 大阪河内長野線（八下地区）
- 2 施行者の名称
堺市
- 3 事務所の所在地
堺市堺区南瓦町3番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分（変更なし）
堺市東区八下町1丁及び八下町2丁地内
 - (2) 使用の部分（変更なし）
なし
- 5 縦覧場所
建設局道路部道路計画課（市役所高層館17階）
所在地 堺市堺区南瓦町3番1号
連絡先 072-228-7423
- 6 縦覧期間
令和8年3月9日から事業施行期間の終了の日まで
（午前9時から午後5時30分まで）

上下水道局告示

堺市上下水道局告示第1号

公共下水道の汚水に係る供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり公示する。

また、終末処理場による下水の処理を開始するので、同条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、令和8年3月13日から同月31日までの間、堺市上下水道局下水道管路部下水道管理課情報係において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

1 公共下水道の供用開始の公示

(1) 供用を開始する年月日 令和8年3月31日

(2) 供用を開始する区域

ア 堺区 戎島町5丁及び北波止町の各一部区域

イ 中区 伏尾、平井、陶器北及び深井畑山町の各一部区域

南区 三木閉、片蔵、泉田中、野々井、稲葉2丁及び檜尾の各一部区域

ウ 北区 東浅香山町3丁及び東浅香山町4丁の各一部区域

東区 石原町2丁、北野田、南野田、日置荘原寺町、日置荘田中町、日置荘西町8丁及び草尾の各一部区域

美原区 平尾、太井、北余部及び阿弥の各一部区域

(3) 供用を開始する排水施設の位置 堺市上下水道局下水道管路部備付けの図書のとお
り

(4) 供用を開始する排水施設の排除方法 分流式一部合流式

2 下水の処理開始の公示

(1) 下水の処理を開始する年月日 令和8年3月31日

(2) 下水の処理を開始する区域 前記1(2)の区域

(3) 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

ア 前記1(2)アの区域 位置 堺市堺区松屋大和川通4丁147番地1

- | | | |
|--------------|----|------------------|
| | 名称 | 三宝水再生センター |
| イ 前記1(2)イの区域 | 位置 | 堺市中区八田西町1丁2番1号 |
| | 名称 | 泉北水再生センター |
| ウ 前記1(2)ウの区域 | 位置 | 松原市天見西7丁目265番地の1 |
| | 名称 | 今池水みらいセンター |

教育委員会公告

堺市教育委員会公告第1号

堺市教育文化センター条例（平成5年条例第33号）第27条第1項第2号の規定に基づき、堺市教育文化センターのプラネタリウムに係る令和8年度の臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第26条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月13日

堺市教育委員会

教育長 関 百合子

- 1 令和8年度プラネタリウムの臨時休館日
 - 令和8年7月14日（火）、7月15日（水）
 - 8月25日（火）
 - 9月24日（木）
 - 10月13日（火）
 - 11月24日（火）
 - 12月15日（火）
 - 令和9年1月12日（火）
 - 2月2日（火）、2月3日（水）
 - 3月16日（火）、3月23日（火）

- 2 臨時休館の理由

プラネタリウム番組及びイベント組込み並びにプラネタリウム及び天文台定期メンテ

ナンスのため

監査委員公表

堺市監査委員公表第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月13日

| | | | |
|--------|-----|---|---|
| 堺市監査委員 | 伊豆丸 | 精 | 二 |
| 同 | 大 | 林 | 健 |
| 同 | 原 | 繭 | 子 |
| 同 | 澤 | 由 | 美 |

行 総 第 3585 号

令和8年2月2日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和7年9月29日付け監査委員報告第8号 工事監査

監査結果に基づく措置通知書

| | | |
|---|--|--------------------|
| 監査の種類 | 定期監査（工事監査） | |
| 監査実施期間 | 令和7年6月30日～令和7年9月29日 | |
| 措置を講じた部局等 | 建築都市局 | |
| 指摘事項等 | 措置内容 | 所管部課 |
| <p>2 大浜高層建替住宅建設工事</p> <p>本工事の設計図及び設計書を確認したところ、建築基準法施行令第112条第11項（堅穴区画）により上階への煙の伝搬を防ぐためエレベーターの仕様として乗降ドアに遮煙性能を有する防火設備（乗降ドア）を要求している。</p> <p>一方で乗降ロビーを特定防火設備で区画するため遮煙性能を有する防火スクリーンを2階から11階のエレベーター乗降ドア前に設けている。</p> <p>結果として2階から11階のエレベーター乗降口に重複して遮煙性能を有する防火設備と特定防火設備が設置されており、その必要性について十分な検討が行われるべきであった。</p> | <p>本工事は、設計受注者が作成した設計図書及び内訳明細書の成果品を当課が検収し、工事発注したものです。</p> <p>本工事に係る設計では、避難階段の設置免除を受けるため、建築工事において2階から11階の乗降ロビーを特定防火設備（防火スクリーン）で区画する計画としました。これにより、当該階のエレベーター乗降ドアには遮煙性能を求める必要がなくなりました。</p> <p>しかしながら、昇降機設備工事において、エレベーター乗降ドアにも遮煙性能を要求し、設計受注者及び当課による設計図書の総括的な確認が不十分であったため、重複した性能を要求した設計図書の内容で工事発注を行い、設計図書どおりに工事が完了しました。</p> <p>このことから、指摘事項の改善策として、設計、工事等を担当した職員に対して、法令及び設計図書の確認不足であったことの指摘と指導を行い、課内の職員に対しては令和7年10月に事例の共有及び指導を行いました。また、現在進行している設計や工事について、同様の事象がないことを確認しました。</p> <p>また、設計図書の作成及び検収時に参照する住宅標準図に今回の事象を注意事項として追記するなど、課内の職員が法令を理解した上で、業務に取り組みます。</p> | <p>建築部 建築課</p> |

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第3号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月13日

堺市農業委員会
会長 北 尻 芳 孝

[日時]

令和8年3月26日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

議案第51号 令和8年度堺市農業委員会事業計画の決定について

議案第52号 令和8年度最適化活動の目標の設定について

議案第53号 事務局職員の人事発令について